

35. 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の延長と対象法人の見直し

大綱
77ページ

1. 改正のポイント

(1)趣旨・背景

中小企業者等における①償却資産の管理や申告手続などの事務負担の軽減、②少額減価償却資産の取得促進による事務処理能力・事業効率の向上を図るため、2年間延長される。

(2)内容

中小企業者等が少額減価償却資産(取得価額30万円未満の減価償却資産)を取得した場合に、一事業年度1年当たり300万円まで 取得価額の全額を損金に算入することができる特例の適用期限が、2年延長(2022年(令和4年)3月31日まで)される。

また、対象法人から、連結法人と常時使用する従業員の数が500人超の法人が除外される。

2. 改正の趣旨・背景

中小企業者等は、人員確保が困難な中でバックオフィスに十分な人員を割けないことが多く、また、一定のスキルが必要な経理人材を十分に確保することは困難である。

当該税制措置により減価償却資産の管理や納税等に係る事務負担の軽減や事務処理能力の向上に資する少額資産の取得を促進することで、事業効率の向上を図ることができる。

そこで、中小企業者等が取得価額30万円未満の少額減価償却資産を取得等した場合には、その取得価額の全額(限度:一事業年度当たり300万円まで)を損金に算入することが認められており、その特例が2年間、延長されることとなった。

3. 改正の内容

(1) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の延長と対象法人の見直し

中小企業者等が取得価額30万円未満の少額減価償却資産を取得等した場合に、年間300万円まで取得価額の全額を損金に算入することができる特例の適用期限が2年延長され、2022年(令和4年)3月31日まで取得等する少額減価償却資産について適用される。

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の対象法人について、以下の見直しが行われる。

項目	改正前	改正後
対象法人となるための要件 (すべての要件を満たす必要がある。)	中小企業者等(※1) 常時使用する従業員(※2)が1,000人以下 -	同左 常時使用する従業員(※2)が <u>500人</u> 以下 <u>連結法人に該当しないこと</u>

(※1) 中小企業者等とは、中小企業者(次の①もしくは②に掲げる法人)又は農業協同組合等をいう。

①資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人(大規模法人(※1-1)に発行済株式総数等の2分の1以上を所有されている法人及び2以上の大規模法人に発行済株式総数等の3分の2以上を所有している法人を除く)

②資本又は出資を有しない法人のうち、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人

なお、2019年(平成31年)4月1日以後に開始する事業年度においては、中小企業者のうち適用除外事業者(その事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度の所得金額の年平均額が15億円を超える法人等をいう。)に該当するものは除かれている。

(※1-1)大規模法人とは、次に掲げる法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除く。

なお、(3)及び(4)に掲げる法人については、2019年(平成31年)4月1日以後に開始する事業年度において、大規模法人となる。

(1) 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人

(2) 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人

(3) 大法人(次に掲げる法人をいう。以下同じ。)との間にその大法人による完全支配関係がある法人

イ 資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人

ロ 相互会社及び外国相互会社のうち、常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人

ハ 受託法人

(4) 100%グループ内の複数の大法人に発行済株式又は出資の全部を直接又は間接に保有されている法人((3)に掲げる法人を除く。)

(※2) 常時使用する従業員は、常用であると日々雇い入れるものであると問わず、事務所又は事業所に常時就労している職員、工員等(役員を除く。)の総数によって判定する。この場合において、法人が酒造最盛期、野菜缶詰・瓶詰製造最盛期等に数ヶ月程度の期間その労務に従事する者を使用するときは、当該従事する者の数を含める。

(※3) 対象法人となるための要件を満たしているかどうかは、原則として、少額減価償却資産の取得等をした日及び事業の用に供した日の現況により判定する。